

「令和 8 年度加東市区区域区分見直しに係る検討等支援業務委託」
質問に対する回答

No.	質疑内容		回答内容
1	実施要領p4 10 企画提案書作成及び提出 (1)企画提案書の作成要領	①企画提案書の枚数に上限はありますか？ ②工程表等、一部の頁をA 3 サイズ（A 4 サイズに折り込み）とすることは可能ですか？ ③枚数に上限があり、A 3 サイズが使用可の場合、A 3 サイズ1 枚はA 4 サイズ2 枚カウントとしてよいですか？	①枚数の上限はございませんが、プレゼンテーションの時間に収まる範囲で企画提案書を作成してください。 ②一部の頁をA 3 サイズとしていただくことは可能ですが、A 4 サイズに折り込みをお願いします。 ③上記①②のとおりです。
2	様式第 5 号 配置予定者調書	④業務内容の記入欄がかなり小さいですが、どのような内容について記載すればよいでしょうか？ ⑤業務内容については、行を追加する形で記入欄を拡大してもよいでしょうか？	④⑤様式第 5 号の業務内容の記入欄は小さいですが、欄が小さいことによる意図はございませんので、様式第 3 号と同様の内容を記載ください。なお、記入欄は適宜拡大していただいて構いません。
3	業務委託仕様書p2 5 業務の内容 【令和8年度業務】 (1)共通事項 ウ 審議会等支援	⑥計画策定検討委員会、都市計画審議会の運営支援は、それぞれ何回を想定されていますか？ 【令和9年度業務】、【令和10年度業務】についても同様にご回答下さい。	⑥各年度、最大 4 回程度を想定しております。
4	業務委託仕様書p2 5 業務の内容 【令和8年度業務】 (1)共通事項 カ 住民意向の収集	⑦郵送先の抽出は、発注者からタックシールに宛名を印刷した状態で提供されるという理解でよいですか？	⑦発注者は、郵送先の抽出及びエクセルファイルでのデータ提供まで行いますので、シールへの宛名印刷等は受注者が行っていただくことを想定しております。
5	業務委託仕様書p2 5 業務の内容 【令和8年度業務】 (2)区域区分見直しに係る検討業務 ア広域調整会議について	⑧広域調整会議は、何回、開催を予定されていますか？ ⑨各回の想定される開催時期、審議事項等についてご教示下さい。 【令和9年度業務】についても同様にご回答下さい。	⑧⑨令和 8 年度末頃に開催される予定の広域調整会議に向けて、区域区分廃止後の土地利用コントロール等に関する資料作成の支援を想定しております。
6	業務委託仕様書 5 業務の内容 【令和9年度業務】 (2)区域区分見直しに係る検討業務 p3 ア 住民説明用資料の作成 (3)都市計画マスタープラン改定業務 p4 エ 住民説明用資料の作成	⑩住民説明は資料作成のみで、出席の必要はないとの理解でよいですか？ ⑪地区別に説明資料を作成する必要がありますか？その場合、何地区を想定すればよいですか？ ⑫区域区分見直し、都市計画マスタープランを同時に併せて住民説明することになりますか？それとも、それぞれ個別の開催になりますか？ ⑬立地適正化計画については、令和10年度業務に住民説明が記載されていませんが、不要でしょうか？ ⑭住民説明資料は、発注者で印刷されますか？受注者で印刷が必要な場合、想定必要部数をご教示下さい。	⑩住民説明会は資料作成のみを想定しております。 ⑪地区別の資料作成は想定しておりません。 ⑫説明会は、それぞれ個別開催になることを想定しております。 ⑬立地適正化計画の住民説明会の開催についてはまだ未定ですが、必要な場合は「(3)オその他計画策定において必要となる業務」にて対応いただくことも想定しております。 ⑭資料は発注者側で印刷することを想定しております。

7	業務委託仕様書 5 業務の内容 【令和9年度業務】 (3)都市計画マスタープラン改定業務 p4 オ パブリックコメント 【令和10年度業務】 (3)立地適正化計画策定業務 p6 ウ パブリックコメント	⑮区域区分見直しについては、令和9年度業務にパブリックコメントが記載されていませんが、不要ですか？都市計画マスタープランに含めて実施するのでしょうか？	⑮区域区分見直しの時期と都市計画マスタープランの策定期間がずれておりますので、区域区分見直しに係るパブリックコメントは、令和10年度の「(2)イ区域区分廃止の都市計画変更手続きに関する支援」にて対応いただくことを想定しております。
8	業務委託仕様書p7 7 成果品 (1)イ 業務報告書 (ア)業務報告書 (イ)その他関連資料	⑯ p 4都市計画マスタープラン、p6立地適正化計画のそれぞれ計画書、概要版に加えて、p3、p4【令和9年度業務】の住民説明用資料、p5【令和10年度業務】(2)区域区分見直しに係る検討業務 ア 各種パンフレットの作成 (ア)まちづくりルールパンフレット、(イ)開発条例パンフレット についても、紙印刷がそれぞれ2部と電子データがあればよいですか？ ⑰p3【令和9年度業務】(2) 区域区分見直しに係る検討業務にて作成する総括図（縮尺25,000分の1及び10,000分の1）と分割図（縮尺2,500分の1）の図面についても、紙印刷がそれぞれ2部と電子データがあればよいですか。また、分割図の図郭は何面になると想定されますか？	⑯その認識で問題ございません。 ⑰現時点ではそのように考えております。なお、2,500分の1の分割図の図郭は80面程度になると想定しております。